

平成22年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成22年9月8日 午前10:00

○散 会 午前10:35

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	肥田野耕二	総 務 部 長	山 口 義 光
会 計 管 理 者	佐々木博信	産 業 建 設 部 長	児 玉 俊 幸
水 道 局 長	菅原龍太郎	教 育 次 長	鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長	小林健一	福 祉 保 健 部 長	鈴 木 司
総 務 課 長	藤原貞雄	企 画 政 策 課 長	幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長	関谷良広	財 政 課 長	川 上 護
産 業 課 長	伊藤清孝	総 務 学 事 課 長	鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長	菅原一	市 民 課 長	鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長	近藤進	社 会 福 祉 課 長	大 木 充
税 務 課 長	山平重男	都 市 建 設 課 長	渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長	根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長	三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長	三浦喜博	幼 児 教 育 課 長	小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成 22 年第 3 回 潟上市議会定例会日程表（第 4 号）

平成 22 年 9 月 8 日（4 日目）午前 10 時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 総括質疑

1. 議案第 54 号 潟上市農山漁村活性化施設設置条例（案）について
2. 議案第 55 号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
3. 議案第 56 号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
4. 議案第 57 号 平成 22 年度潟上市一般会計補正予算（第 3 号）（案）について
5. 議案第 58 号 平成 22 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
6. 議案第 59 号 平成 22 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
7. 議案第 60 号 平成 22 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
8. 議案第 61 号 平成 22 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
9. 議案第 62 号 平成 22 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
10. 認定第 1 号 平成 21 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
11. 認定第 2 号 平成 21 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
12. 認定第 3 号 平成 21 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

13. 認定第 4号 平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 認定第 5号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15. 認定第 6号 平成21年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 認定第 7号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17. 認定第 8号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18. 認定第 9号 平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
19. 認定第10号 平成21年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
20. 認定第11号 平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
21. 認定第12号 平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
22. 認定第13号 平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
23. 認定第14号 平成21年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
24. 認定第15号 平成21年度潟上市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 提出議案委員会付託（付託表は初日に配付済み）

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告を行います。

総括質疑について申し上げます。総括質疑は2名の通告者がありました。質疑の順番は、抽選の結果、1番めに19番佐々木嘉一議員、2番目に14番藤原典男議員となりましたので、宜しくお願い致します。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第2、総括質疑】

○議長（千田正英） 日程第2、これより提出議案に対する総括質疑を行います。

議案第54号から認定第15号までの24件を一括議題として質疑を行います。

総括質疑の時間は答弁を含めて15分とし、発言は最初は発言席において、再質問からは自分の席にてお願い致します。

19番佐々木嘉一議員の質疑を許します。19番。

○19番（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

総括質疑を行います。その前に、今日は9月8日でありまして、今、石川理紀之助翁の命日、95回めの命日でございます。翁が生前詠んだ詩にこんな詩がございます。皆さん、ご承知かと思いますが、「国に国 氷に氷 村に村 思う人なき時は危し」と、これは翁の詩でございますが、今を生きる我々に対するメッセージでもあるような感じをしております。氷というのは軍というような意味でございますので、そんなことで今日は命日にちなんで石川翁に関する事を申し上げまして質問に入りたいと思います。

まず、質問の1点は、認定1号の21年度の潟上市一般会計歳入歳出決算のうちの雨水排水処理対策についてということで、8款土木費に関連してお伺い致します。

先般、大谷議員からもありましたけれども、重複するかと思いますが、宜しく申し上げます。

市道の追分下出戸線、いわゆる追分西地区の雨水排水対策については、平成21年度において工事費232万1,000円により36メートルの排水不良箇所の交通確保や住宅浸水の解消を図られた旨の施策の成果が述べられています。積極的な市当局の対応に対して関係者からも感謝を申し上げておりましたのでお伝え申し上げます。

しかし、最近の降雨状況はゲリラ的な集中豪雨があり、抜本対策が求められているのではないかとということで心配しております。開発が進むことによって従来の地下浸透方法では、到底限界があるものと思います。当該地区は砂丘地ですが、高低差がありますが水路はありません。降雨時には道路が水路となるわけであります。かつては下水道の雨水渠の計画も検討されたことも昨日も伺っております。可能なコンパクトな排水区を検討すべきではないかと思いますが、どのようなご認識かお伺いしたいと思います。

次に、下水道会計の決算管理について質問致します。

下水道会計の決算のうち、歳入の使用料等の収入未済額、不納欠損額は4,970万円で昨年より増加しました。その主な滞納の原因と対策について説明願います。

決算によりますと、流域下水道の維持管理負担金は約1億6,000万円が支出されております。総排出量は幾らでしょうか。また、各家庭からの排水量は、水道の使用料で料金が算定されますが、流域の流入地点で把握される総排水量との差はありますでしょうか。あるとすれば、それはどれくらいあるでしょうか。いわゆる有収水量と言われる水道水と不明水と言われる侵入水がどれくらいあるかということでありますので、お知らせしたいと思います。

また、地下水と水道水の両方を使用している家庭、企業はどれくらいありますか。

地下水使用の認定の方法はどのようにしておられますか。ちなみに下水道の使用料の滞納者は、流域の維持管理負担金も負担しておらないことになりませんが、そのような認識で宜しいでしょうか。

以上2点でございます。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。渡部都市建設課長。

○都市建設課長（渡部 智） 19番佐々木嘉一議員の総括質疑の1つめ、認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算8款2項2目道路新設改良費の15節工事請負費のうち、雨水排水処理対策についてお答え致します。

平成21年度の雨水排水処理工事としては、ご承知の市道追分下出戸線の追分西地区に延長36メートルのほか、継続事業である側溝改良工事において出戸新町地区2カ所、上

出戸地区1カ所で浸透式側溝を延長199メートル設置し、雨水排水対策を講じております。

また、宅地開発に関しましては、開発者に対し雨水は区域内で処理するよう義務づけ、指導しております。

しかしながら、最近のゲリラ的な集中豪雨は側溝の排水能力や開発時の整備基準を上回る降雨量で浸水被害を発生させているものと想定されますことから、今後も雨水排水処理工事を進めていくことが必要ととらえております。

抜本的な雨水排水対策は、下水道の雨水対策によるべきと考えられます。下水道雨水計画の役割は、雨水を排除し、住民の生命、財産および交通・通信等の都市機能を浸水から守り、都市の健全な発達に寄与することにあります。現在の潟上市における雨水排水計画は、旧昭和・飯田川地区については事業認可を受け一部事業を実施しております。一方、旧天王地区では、河川等の排水先がなく、雨水対策に多額の費用を要するものと予想されることから、汚水整備を優先的に実施し、雨水計画は認可を受けていない状況となっております。

今後、雨水計画を策定する際には、速やかに水路等に排水させる方式だけではなく、貯留、浸透に加え、積極的な雨水の利用も含めた検討が求められてきます。ご指摘のコンパクトな排水区の検討も、この計画の中で地形、既存水路の整備状況などを勘案して行われることとなります。

いずれに致しましても長期の整備期間と莫大な事業費が予想されることから、雨水計画の策定につきましては、現在の排水処理工事の継続と並行して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 19番佐々木議員の総括質疑の2つめ、認定第8号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての下水道会計決算関連についてお答え致します。

1点めの「滞納の主な原因と対策について」ですが、原因は転出による所在不明者と企業倒産と生活保護者等の生活困窮者と督促や催告に対しても支払わない人です。

対策と致しまして、督促・催告をしても支払わない人で連絡のない方につきましては、地方自治法第231条の3第3項の規定により、下水道においても自力執行権がございま

すので、地方税の滞納処分の例により滞納処分をすることができることになっております。

文書催告、電話連絡、戸別訪問によっても支払わない人につきましては、今後は時効で不納欠損処分することなく、差し押さえ処分をして対処する予定と考えております。

なお、今年6月14日に下水道事業と農業集落排水事業の分担金負担金未納者に対しまして督促状を発行した後に差し押さえ事前通知書を発行してございまして、今後、連絡もない人、分納誓約を取り交わされない人につきましては、分担金負担金の対象となりました土地の差し押さえをすることに致しております。分担金負担金の作業が終わり次第、下水道使用料、農業集落排水使用料に取りかかる予定と考えております。

2点めの「流域下水道維持管理負担金について」でございますが、流域負担金1億5,930万円の総排水量は264万1,920トンで有収水量は228万7,625トンでございまして、不明水量は35万4,295トンとなっております。したがって、有収率は86.6%となっております。

3点めの「地下水と水道水の両方の使用者について」でございます。

両方の使用者は一般家庭は941件、企業等は7社でございます。

地下水の認定方法でございますが、下水道条例施行規則第12条第2項に基づきまして、世帯人数1人につき天王地区は3立米、昭和地区は6立米、飯田川地区は2立米を水道使用料に加算した認定水量として計算をしております。ちなみに企業等につきましては、メーター設置をお願いしております。

4点めの「下水道使用料の滞納者は流域の維持管理負担金も負担していないということになりますか」というご質問ですが、下水道料金算定の原価をこれらは構成している一要因でございますので、そのようになります。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 1点めの雨水排水対策ですが、これは開発許可基準で許可して、いってみれば開発者負担でやっていると思えますけれども、こうした問題があることによつて開発許可基準の見直し等々について、やはり配慮すべきではないのかなと思えますが、その点はいかがでしょう。

下水道につきましては、いずれ86.6%のいってみれば料金回収、13.4%が不明水ということですが、それらの原因については十分把握していると思えますが、ひとつこれも

採算上非常に大事な点でありますので、この言ってみれば有収水量の引き上げ方について更にご検討願います。

それから、水道料金とリンクしておりますので、下水道料金は。それから、一般税と違ってこれらは目的がちゃんとしていますから、しかも滞納者がどこに使ったかというようなことがちゃんとわかりますので、その点、水道料金とリンクしている場合、水道を差し止めるということもあるのかなということもありますので、それらいろいろな事情があると思いますが、いずれこれも健全経営のための一つの大きな要因でありますので、不納欠損なり、あるいは滞納については、極力やはり解消するように努力していただきたいと思います。

以上です。

質問につきましては、下水道料金が水道料金とリンクしている場合、その場合、結局は水道を差し止めすればそれでその滞納の整理に若干つながるのかなというようなことでありますが、それらはどういうふうに考えていますか。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 水道料金と下水道料金のリンクについてでございますが、実は来年、平成23年度中にソフト事業との絡みもございまして、水道料金と下水道料金の納付書の一本化ということは今検討しております。

それで、ちなみに滞納処分につきましては、下水道につきましては地方自治法の関係でございます。水道につきましては、自治省の方から通達がございまして、いわゆる民法の債権で2年と、こういうことでございますので、あくまでも下水道の滞納処分と、その水道でいわゆる給水停止をするという処分につきましては別問題でございますので、それは別ということで考えております。ただし、納付書につきましては、今後、来年度中には一本化に向けて検討を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 再々質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） 1点めの雨水排水処理対策につきましては、いずれ抜本的対策はちょっととれないようなお話ですが、開発許可でいく場合の雨水処理につきましては、やはりその開発業者に技術基準の中に排水処理対策を組み込んで許可するというのもあると思いますが、そういう点は考えておられますか。

○議長（千田正英） 渡部都市建設課長。

○都市建設課長（渡部 智） ただいまの再質問に関しまして、開発基準の技術基準を実情に合わせて見直ししていくことは考えていないのかということに関しましては、ただいま市の方で採用しております開発の技術基準というものは、県の開発指導要綱に基づいてその数値を採用しております。ということから、この近年のゲリラ豪雨に対応した技術基準はとれるものかどうかということをおの県の方と相談して検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質疑を終わります。

次に、14番藤原典男議員の質疑を許します。14番。

○14番（藤原典男） おはようございます。14番藤原典男です。

通告に従いまして3点にわたり質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

1点めは、認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について伺います。

経済・雇用情勢の悪化から潟上市でも雇用対策として、短期間ではあるが臨時職員として雇用を確保し、市民のための仕事を担っていただきました。この業務の取り組みの成果および総括として、通年を通して今後必要とされる業務および新たに必要とされる業務は何か、決算の認定に当たり伺いたいと思います。これは今後の職員の業務量とも関連すると思いますので、質問致しました。

次に、認定第3号、平成21年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について伺います。

歳入では支払基金、国庫支出金、県支出金、諸収入が予算現額と収入済額との比較が大きく、歳出では医療諸費が予算現額と支出済額との比較が大きくなっているが、歳入歳出のそれぞれの差異の大きな違いの要因は何か。また、今後の老人保健特別会計の歳入歳出の動き、あり方について伺いたいと思います。

3点めは、認定第8号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について伺いたいと思います。

下水道事業は、市民の住宅、生活環境の整備、向上を目指しながら進めていますが、将来の地方債の支払い額をいかに縮めて負担軽減していくかという課題もあると思われまます。21年度の取り組みでは、将来の利子負担額を1億7,391万円減額したとありますが、当初の予定どおりのものか、ほかにやろうとしたができない制約があったのかどう

かについて伺いたいと思います。

以上、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤清孝） 14番藤原典男議員の総括質疑の認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についての1つめ、緊急雇用創出特別対策基金事業の成果と総括についてお答え致します。

この事業は、経済不況が続く中で離職や退職を余儀なくされた方を次の雇用までのつなぎの雇用、就業機会を創出するもので、事業期間は平成21年度から23年度までの3カ年となっております。

本市では21年度に旧町の広報のデータベース化や市内小中学校の児童生徒の登下校の安全確保を業務とした学校安全サポート事業など15の事業を実施し、延べ62名の新規雇用者を創出しております。また、22年度はこれらの事業のうち7事業を継続実施し、1事業を新たに実施し、8事業で42名の雇用を創出し、大きな成果が上がっております。23年度につきましては、これらの成果や必要性を精査し、更なる雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木市民課長。

○市民課長（鈴木利美） 14番藤原典男議員の総括質疑の2つめ、認定第3号、平成21年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、お答え致します。

はじめに、歳入歳出で予算現額と収支額の差が大きい要因は何かについてお答え致します。

平成21年度の老人保健特別会計は、平成20年度に老人医療から後期高齢者医療制度に移行したため、過去の精算分の計上となっております。当初予算では医療機関等からの過去の未請求分を計上しておりますが、決算としましては医療機関等からの請求分より再審査等による返還分が上回る結果となり、それに伴い交付金および補助金が減少したことによるものであります。

今後の老人保健特別会計につきましては、法令により平成22年度までの設置が義務づけられておりますが、23年度以降は市町村の判断に任せるとなっておりますので、この後、検討してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 14番藤原典男議員の総括質疑の3つめ、認定第8号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お答え致します。

平成21年度の利子負担額の軽減について申し上げます。

平成21年度において利率5%以上の起債借入金につきまして繰上償還、または低利への借り換えが認められる保証金免除繰上償還制度を利用し、全額繰上償還し、利子負担の軽減等当初計画どおりに実施致しました。これで5%以上の起債は現在ございません。

総額28件、5億8,848万565円を5億8,790万円の借換債と一般財源58万565円をもって償還致しました。

内訳は、財務省の繰上償還が1億433万6,518円、日本郵政グループの繰上償還が4,814万4,047円でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。はい、14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず、一番最後の認定8号から質問したいと思います。

当初の予定額よりどうだったのかということも聞いておりますので、当初の負担額軽減が1億7,391万円と目標を立てていたのかということもあると思うんですけども、予定額より大きくやったということであれば、それで結構だと思いますけれども、そこら辺のことをお願いしたいと思います。

それから、今お聞きしましたけれども、将来の負担軽減については、やるべきことを全部、もう全部活用して負担したと、軽減したという回答だと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。そこを確認したいと思います。

それから、認定1号なんですけれども、平成21年度は62名の雇用、平成22年度は42名の雇用ということで、今この経済状況の中ではやはり臨時職員を入れてこういう次の仕事へのつなぎということではすばらしい業務というか企画だとは思いますが、その中に、ちょっと人数的には去年と比べて減っておりますけれども、去年行った業務の中で今年も引き続きやりたかったというものがあつたのかということもお聞きしたいと思います。

それから、それを実施したくとも何かいろいろな制約があつてできなかったのかということも同時にお聞きしたいと思います。職員の今後の業務の関係もあるし、やはり今の職員数では臨時雇用員の人からの手助けもなければ業務もできないという評価もある

と思いますので、そこら辺についても伺いたいと思います。

それから、認定第3号ですけれども、このままの推移でいけば平成23年度も市町村の判断に任せて、ちょっと言葉悪いと思いますが存置項目的なこの老人保健法の会計ということになると思いますが、平成23年度においては、このまま潟上市が推移していくとどうなるのかと、そこら辺は判断できるのかできないか。私単純に思いますけれども、私たちが病院にかかって入院したとすれば、入院費というのは一カ月単位での精算なんですよね。それで、この老人保健の場合はずっと後期高齢者医療、それから国保の会計、2つに分かれましたけれども、まだ精算ができていないその要因というのはいろいろあると思うんですけれども、何カ月ぐらいとかまとめて精算になっているのか、そこら辺も含めて今後の平成23年度の判断についても、今のペースでいけばどうなるのかというあたりの判断もちょっとお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤清孝） 14番藤原議員の再質問にお答え致します。

昨年が15の事業、今年が7事業ということで、昨年やって今年もやっている事業は何かということと、減った理由とといいますか制約とといいますか、そういうことの質問ですけれども、昨年からやっております事業7つは、それぞれ継続できる学校サポート事業とか、それから臨時職員の雇用、それから文化財の関係の資料の収集、こういった継続的に行われるものについては今年も継続して実施していると。昨年例えば防犯灯の調査、あるいは転作入力の実業、それから耕作放棄地の調査と、こういった事業が昨年度終了しておりますので、今年は8事業という形になっております。

この事業の制約につきましては、例えば本来市で行うその事業の振りかえはだめですということもありますし、それから建設土木関係の仕事もだめですという要綱、決まり事がありますので、これらを勘案しながら実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 14番藤原議員の再質問にお答え致します。

保証金免除繰上償還制度というのは、利率5%以上の起債について繰上償還ができるという制度でございますので、当初計画どおりに実施されております。

ちなみに、下水道でございますけれども、19年・20年・21年の3カ年間繰上償還できまして、決算書にも載せておりますが、下水道につきましては3カ年間合わせて2億8,

972万8,833円の利子軽減がございます。それから、農業集落排水事業につきましては、3年間で3,518万6,549円ということで、現在5%の利率の起債はございません。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鈴木市民課長。

○市民課長（鈴木利美） 再質問にお答え致します。

精算できない要因と致しましては、県に委託しております医療審査会が月1回行われておりますけれども、そこで医療機関から出された疑問点につきましては、疑問な点は医療機関に返すと。そしてまたその回答を得るということで、相当の期間を要しておりますので、精算にはかなりの時間がかかっているということでもあります。

それから、その数といいますけれども、もう3年以上経っておりますので、数と金額的には減っておりますけれども、この後、精査する時間も必要ですので、財政課と協議しながら決定していきたいと思っております。

○議長（千田正英） 14番、再々質問ありますか。

○14番（藤原典男） 今の認定の3号のところの平成23年度の見込みはまだできないと思いますけれども、このままのペースでいくとどうなるのか、そこら辺の判断についてはどういうふうに思っているのかちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問にお答えします。

現課の方からは現在、精算分の収支はほとんどないから、一般会計にしてもいいというような考えは私に来てますので、もう一度、じゃなぜ特別会計にしなければならないか、23年度からどうするのかというような基本的なことも検討しながら決定したいと、こういう考えです。

○議長（千田正英） これをもって、14番藤原典男議員の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

【日程第3、提出議案委員会付託】

○議長（千田正英） 日程第3、これより提出議案の常任委員会付託を行います。

議案第54号から認定第15号までの24件については、9月3日の本会議で配付致しました委員会付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に審査を付託致します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、9月21日火曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

○議長（千田正英） なお、市長からの発言がありますので、お願い致します。

○市長（石川光男） お疲れのところすみません。ここ昭和庁舎の雨漏りについてご報告を致します。

6日未明の豪雨により、ここの市長室の隣の会議室の天井から雨漏りがありました。このほか1階の風除室、2階の3カ所も含め計5カ所で雨漏りが見られました。昭和庁舎は平成8年度に竣工し、築14年ではありますが、大変驚いています。原因について早急に調査して、議会の最終日までに間に合えば関係予算を追加提案したいと思っていますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） どうもありがとうございました。

どうも御苦労さまでした。

午前10時35分 散会

